る方法により調整したもの）二滴を指示薬として〇・一規定水酸化ナトリウム溶液で滴定する。このとき、滴定に要した〇・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量に〇・一規定水酸化ナトリウム溶液の規定度係数を乗じた数値（ミリリットル）を、〇・一規定水酸化ナトリウム溶液の消費量の数値（ミリリットル）とする。

（労働安全衛生規則の一部改正）

第四十二条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（主要な部分の鋼材）	（主要な部分の鋼材）
第二百三十八条　事業者は、型わく支保工に使用する支柱、はり又ははりの支持物の主要な部分の鋼材については、日本産業規格G三一〇一（一般構造用圧延鋼材）、日本産業規格G三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）、日本産業規格G三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）若しくは日本工業規格G三三五〇（建築構造用冷間成形軽量形鋼）に定める規格に適合するもの又は日本産業規格Z二二四一（金属材料引張試験方法）に定める方法による試験において、引張強さの値が三百三十ニュートン毎平方ミリメートル以上で、かつ、伸びが次の表の上欄に掲げる鋼材の種類及び同表の中欄に掲げる引張強さの値に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値となるものでなければ、使用してはならない。	**第二百三十八条**　事業者は、型わく支保工に使用する支柱、はり又ははりの支持物の主要な部分の鋼材については、日本工業規格G三一〇一（一般構造用圧延鋼材）、日本工業規格G三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）、日本工業規格G三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）若しくは日本工業規格G三三五〇（建築構造用冷間成形軽量形鋼）に定める規格に適合するもの又は日本工業規格Z二二四一（金属材料引張試験方法）に定める方法による試験において、引張強さの値が三百三十ニュートン毎平方ミリメートル以上で、かつ、伸びが次の表の上欄に掲げる鋼材の種類及び同表の中欄に掲げる引張強さの値に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値となるものでなければ、使用してはならない。
（表略）	（表略）
（鋼管足場に使用する鋼管等）	（鋼管足場に使用する鋼管等）
第五百六十条　事業者は、鋼管足場に使用する鋼管のうち、令別表第八第一号から第三号までに掲げる部材に係るもの以外のものについては、日本産業規格A八九五一（鋼管足場）に定める単管足場用鋼管の規格（以下「単管足場用鋼管規格」という。）又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。	**第五百六十条**　事業者は、鋼管足場に使用する鋼管のうち、令別表第八第一号から第三号までに掲げる部材に係るもの以外のものについては、日本工業規格A八九五一（鋼管足場）に定める単管足場用鋼管の規格（以下「単管足場用鋼管規格」という。）又は次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
2　（略）	2　（略）
（材料等）	（材料等）
第五百七十五条の二　（略）	**第五百七十五条の二**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　事業者は、作業構台に使用する支柱、作業床、はり、大引き等の主要な部分の鋼材については、日本産業規格G三一〇一（一般構造用圧延鋼材）、日本産業規格G三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）、日本工業規格G三一九一（熱間圧延棒鋼）、日本工業規格G三一九二（熱間圧延形鋼）、日本産業規格G三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）若しくは日本産業規格G三四六六（一般構造用角形鋼管）に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上の引張強さ及びこれに応じた伸びを有するものでなければ、使用してはならない。	3　事業者は、作業構台に使用する支柱、作業床、はり、大引き等の主要な部分の鋼材については、日本工業規格G三一〇一（一般構造用圧延鋼材）、日本工業規格G三一〇六（溶接構造用圧延鋼材）、日本工業規格G三一九一（熱間圧延棒鋼）、日本工業規格G三一九二（熱間圧延形鋼）、日本工業規格G三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）若しくは日本工業規格G三四六六（一般構造用角形鋼管）に定める規格に適合するもの又はこれと同等以上の引張強さ及びこれに応じた伸びを有するものでなければ、使用してはならない。